

《消防署からのお知らせ》

○6月第2週目は危険物安全週間です

例年全国各地で危険物に係る事故が発生しており、その数は年々増加の傾向にあります。危険物は取り扱いを間違えると大規模な火災や爆発を起こす可能性が高く、多くの人命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。日常の点検や危険物の貯蔵、取り扱いに十分注意するようお願いします。

- ・実施期間 6月7日（日）～6月13日（土）
- ・推進標語 「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

○ゴミ焼却（野焼き）は禁止されています！

野焼きとは、農地や空き地などの野外で家庭ごみや事業所ごみを燃やすことです。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブル、生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ人の健康に悪影響を及ぼしたり、火災や大気汚染の原因の一つとなっていることから、「廃棄物処理法」第16条の2により、原則として禁止されています。

5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処される場合があります。

※住宅用火災警報器は、**10年**を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありますので、取り付けから**10年**を目安に交換をおすすめします。

各家庭に取り付けられているものを今一度確認し、古いと感じたものは早めの交換をお願いします。

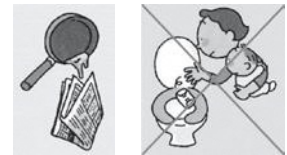


《水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ》

◆下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



◆下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いします。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に

補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から令和3年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、令和2年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。

なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。



【問合せ先】東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

令和2年4月2日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：（一財）青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和2年4月2日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和2年4月2日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和2年4月2日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課（上水道グループ）までご連絡ください。

☎27-2111（内線452）